

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：湯原棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

社棚田

- ・耕地面積 56ha（うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 35.0ha）
 - ・段々畑（15 度以上（0.01ha））
- 範囲については、別添 1 および 1 - 1 ~ 3 のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

湯原棚田地域振興協議会では、真庭市（現市）がこれまで培ってきた里山資本主義の取組をあらゆる地域資源に展開し、地域内の経済循環を活性化させることにより持続可能性の高い、地方分散型モデルの一つとして具現化する。

また、社棚田については、社地区と湯原温泉が連携し、これまで守ってきた地域の文化・歴史を次世代に継承するとともに、小さなビジネスの創出、都市経済との循環を生み出し、次世代の担い手が暮らしたいと思い、また、安心して暮らすことができる地域へ推進していく。

（1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - －社棚田における第 6 期中山間地域等直接支払制度で協定農用地面積 35.0ha を 5 年間維持する。
 - －放置竹林のうち、新たに 20a を管理竹林として整備し、放置竹林の拡大を防ぎ農地を保全するとともに、伐採した竹の活用を行う。
- ・担い手の確保
 - －集落内の 3 協定において、棚田等の保全にかかる主導的な人材を 2 名確保する。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - －令和 11 年度まで棚田米（ヤシロモチ）の作付面積 1 ha を維持し、直売所への出荷やふるさと納税の返礼品など、地域の特産品として流通させる。
- ・自然環境の保全・活用
 - －社棚田で環境保全型の農業の継続した取組として、棚田米（ヤシロモチ）の作付を行う農地に天然有機石灰や竹粉を有機質として活用するなど、自然環境の保全を図る。
 - －令和 11 年度までに社棚田における鳥獣害被害を減少させるため、すでに設置してある防護柵の管理・補修を行い、また、新たに 1 カ所以上の罾等の設置を行い、鳥獣被害から棚田や農作物を保全できるよう拡大する。
 - －現在も年 1 回実施している河川清掃や河川敷の草刈りといった環境保全活動を継

続する。

- ・良好な景観の形成
 - －社棚田の保全管理農用地には、そばなどの景観形成作物を1ha 作付け、景観整備を進める。
 - ・伝統文化の継承
 - －地域に残る歴史資源や祭り、風習を、地域住民や子どもたちへ伝える活動を年2回開催し、次世代へと継承する。
 - －地域に古くから伝わる観音堂「大御堂」を活用し、後世へ引き継ぐとともに、地域振興の拠点としての活用を行う。
- (3) 棚田を核とした棚田地域の振興
- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - －地域内の資源を活用し、イベントやワークショップ等を新たに年2回程度開催することで地域の魅力を発信するとともに、参加者との交流を深め、関係人口5人／年の創出を図る。
 - ・棚田を観光資源とした地域振興
 - －地域に残る歴史資源の掘り起こし、アーカイブ化を行い、地域特有の魅力を創出し、活用することで、年間1,000名の観光客(参加者)を受け入れる。
 - －地域のシンボルと位置づけている「大御堂」を活用し、令和11年度までに、地域振興、観光交流の中心として年間1,000人の観光客を誘致する。
 - －社棚田地区において、再生した空き家「神戸の館」を活用し、年間5名の農村滞在型の観光客誘致を行う。
 - ・棚田等を活用した6次産業化の推進
 - －令和11年度までに棚田米を原料とした「ヤシロモチ(加工品)」の販売量を500kgから1,000kgに増加させる。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

① 棚田等の保全／担い手の確保

・耕作放棄地の防止・削減

- －集落内で中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる3協定(宇和佐集落協定、本谷集落協定、牧原集落協定)を中心に、農地保全に努めるとともに、各協定の総会等での話し合いや地域計画の協議の場で参加者に働きかけることで、棚田等の保全にかかる主導的な人材2名の確保を目指す。
- －放置竹林対策として、放置竹林から伐採した竹を活用したイベントの実施や竹を商品として販売する検討を行う。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- －棚田米のブランド化を図るとともに、棚田米の販路を拡大する。また、棚田米

を原料とした「ヤシロモチ（加工品）」の生産量を拡大し、ふるさと納税の返礼品や、直売所での注文販売、出荷店舗数の拡大などを行い、供給数を増加させる。

・自然環境の保全・活用

- －社棚田で環境保全型の農業として天然有機石灰や竹粉の散布を実施するなど、自然環境の保全を図る。
- －社棚田で鳥獣害対策取り組みとして、侵入防止柵の管理・補修を行い、罾等の設置を推進する。
- －社棚田のある湯原地域は、国の特別天然記念物「オオサンショウウオ」の生息地の指定を受けており、オオサンショウウオを頂点とする地域固有の生態系が維持されている。この豊かな自然環境を維持していくため、河川や水辺の環境、生態系の保護につながるよう、またこの地域の自然そのものが観光資源になっていくよう河川清掃や河川敷の草刈りを継続して実施する。

・良好な景観の形成

- －農作物の作付けを行わない棚田においては、景観形成作物の作付けを実施するなど、良好な景観を確保する。

・伝統文化の継承

- －地域住民への勉強会や小中学生を対象とした授業を実施し、地域に伝わる伝統・文化等を後世へ引き継ぐ。
- －地域に古くから伝わる観音堂の「大御堂」について、地域振興の拠点としての活用を行う。また、継続して管理していくための維持方法の研究や技術の取得を学ぶ。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- －社祭り（秋大祭）の神輿の担ぎ手を岡山市などの都市圏へ募り、地域外の参加者が地域の伝統的な祭りに触れることで、地域の魅力を発信するとともに地域住民との交流を深め関係人口の増大を図る。
- －棚田を活用した農業体験をはじめ、棚田やその周辺でとれた産物を使用した田舎料理体験など、都市住民との交流を図り、移住定住へ向けた取り組みを行う。

・棚田を観光資源とした地域振興

- －地域の歴史資源や棚田等を含めた風景などのガイドを地域住民が行い、年間1,000名の観光客（参加者）を受け入れを目指す。
- －地域のシンボルである「大御堂」を体験メニューや学習の場などの拠点として活用し、観光誘客を図る。
- －棚田の付近にトイレ/駐車場/看板/展望台/休憩所/交流施設など、観光客の受け入れ体制を整備する。

・棚田等を活用した6次産業化の推進

- －棚田付近の直売所等と連携し、地域の財源となる仕組みを構築する。
- －棚田米を原料とした「やしろもち（加工品）」の製造販売に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

湯原棚田地域振興協議会は、

構成員：宇和佐集落協定、本谷集落協定、牧原集落協定、社地域振興協議会、JA
晴れの国岡山湯原支店、湯原地域づくり委員会、岡山県、真庭市で構成。

オブザーバー：(一社)真庭観光局、(一社)湯原観光協会、湯原町旅館協同組合

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

※集落協定、地域振興組織は、湯原棚田地域内で指定を受けた集落協定、地域振興組織が当協議会構成員として参加する。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項